

2026年3月23日

エコマーク商品類型No. 152「テレビVersion1.5」 認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマークの「テレビ」認定基準の省エネ基準値は、グリーン購入法の特定調達品目「テレビジョン受信機」の基準値と対応するように設定している。(エコマークの認定基準は、グリーン購入法と同等以上となることを基本原則としている。なお、グリーン購入法の基準は、最新の省エネ法を引用した基準エネルギー消費効率をもとにした数値を設定している。)

グリーン購入法の基本方針が 2026 年 2 月 3 日に改定されたため、エコマークの「テレビ」認定基準も部分的な改定を行うこととする。また、あわせて EU 規則等の修正を行う。

2. 改定日:2026年4月1日

3. 改定箇所(追加:下線部、削除:見え消し) <改定箇所のみ抜粋>

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-2 地球温暖化の防止

(8) 液晶テレビおよび有機 EL テレビにあっては、エネルギー消費効率が別表 3 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率以下の数値を上回らないこと。

①2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に~~133/100~~を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

②2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。

③4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に~~141/100~~を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

有機 EL テレビにあっては、エネルギー消費効率が別表 3 に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に~~118/100~~を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること、およびエネルギー消費効率に関する試験結果を提出すること。

また、分析試験事業者名・試験事業者の所在地・ISO9001(一致規格 JIS Q 9001)認定あるいは、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q 17025)適合の情報を付属証明書に記載すること。

別表 3

表 1 液晶テレビまたは有機 EL テレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K 未満	$E = 0.00407 \times A + 30.08$
	2K 以上 4K 未満	$E = 0.00605 \times A + 56.13$
	4K 以上	$E = 0.00728 \times A + 62.99$
有機 EL	—	$E = 0.02136 \times A - 16.40 (A < 4,258 \text{ の場合 } 75.0)$

備考)1 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

A: 画面面積(単位:平方センチメートル)

- 表 2 に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表 2 の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。
- エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 24 号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表 2 液晶テレビまたは有機 EL テレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付加機能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0
録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8
録画装置内蔵(SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダーまたは DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダーまたは DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7
動画倍 表示(4K 以上に対応)	18.3
動画倍 表示(4K 未満に対応)	17.0

備考)「動画倍 表示」とは、1 秒間に 120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(10)リモコン待機時の消費電力は、0.3W 以下であること。

なお、チューナーセパレートタイプについては、リモコン待機時の消費電力は、構成するそれぞれの機器が 0.3W 以下であること。

また、測定方法等は、[「テレビジョンのエコデザイン要求事項に関して、欧州議会・理事会指令 2005/32/EC を実施する 2009 年 7 月 22 日付 欧州委員会規則 \(EU\)2019/2021\(EC\)No 642/2009」](#)に従うこと。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること、および試験結果を提出すること。また、分析試験事業者名・試験事業者の所在地・ISO9001(一致規格 JIS Q 9001)認定あるいは、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q 17025)適合の情報を付属証明書に記載すること。

(15)製品に内蔵する電池は、~~規則(EU)2023/1542EU 指令 2006/66/EC~~(表 4)に適合すること。

表 4.電池の重金属の基準値

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005 ボタン電池: ≤ 2	≤ 0.002	≤ 0.01

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、試験結果または電池製造事業者による適合証明書を提出すること。

以上